

第 4 回臨時教育委員会 会議録

開催月日 平成29年12月11日 (月)

開催時間 午後 6 時 00 分から午後 6 時 12 分まで

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 守屋 守
教育長職務代理者 飯室 元邦
教育長職務代理者 和田 一枝
委員 野田 清紀、武者 稚枝子、三塚 憲二

出席職員 教育次長 若林 一紀
教育監 渡井 渡
教育監 奥田 正治
学力向上対策監 佐野 修
次長(総務課長) 末木 憲生
福利給与課長 諏訪 桂一
総務課総括課長補佐 本田 晴彦
政策企画監(総務課課長補佐) 武井 俊人
総務課課長補佐 若月 衛
総務課課長補佐 望月 勝一
総務課副主幹 保垣 利恵
福利給与課課長補佐 浅川 弘文
福利給与課主査 清原 昭典

傍聴人 0 名

報道 0 名

会議要旨

[教育長開会宣言]

1 議 案

第 33 号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

[説明] 福利給与課

三塚委員 人事委員会の勧告に基づくものか。

守屋教育長 勧告に基づくものである。

飯室委員 給料等の引き上げはあるのに配偶者に係る手当を引き下げることについて意図があるのか。

諏訪課長 国においても配偶者に係る手当を減らしている傾向にあり、それらに倣う形になっている。

【原案どおり決定】

第 34 号 山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

[説明] 福利給与課

守屋教育長 金額ベースで70万円程度下がるのか。

諏訪課長 80万円前後と算出されている。

守屋教育長 4～5年ほど前にも、民間との格差があるとのことで引き下げが行われたが、その時は450万円くらい下がっている。

- 野田委員 平成30年2月1日施行だと1月31日付で退職すると改正前の条例の適用になるのか。
- 諏訪課長 改正前のものを適用することとなる。
- 守屋教育長 4～5年前の引き下げの際には、本県ではなかったが、他県では施行前に退職した職員がいたと聞いている。
- 野田委員 今回は引き下げ額が少ないので、早期に退職するよりは2ヶ月間勤務したほうが有利にはなる。

【教育委員会として特段の意見なし】

- 2 報告事項 なし
- 3 その他報告 なし

〔 教育長閉会宣言 〕

以 上